

注 文 書

工 事 番 号 2025000324
工 事 名 大崎市民病院地域医療連携拠点施設整備工事（機械）
施 工 箇 所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
工 事 期 限 令和 9年 1月 29日

添 付 書 類

1. 特 記 仕 様 書
2. 図 面
3. 参 考 内 訳 書

特 記 仕 様 書

第1章 総 則

1. 本工事は設計図書によるほか、工事に関する市の規則等に基づき施工し、さらに施工にあたっては工事箇所及び周辺にある既存の施設、地上地下の工作物に対し支障を及ぼさないよう事前に占用又は所有者の立会いを得て施工に万全を期すとともに、もし損害を与えた場合、請負者の責任において処置しなければならない。

第2章 材 料

1. 工事材料の規格並びに材質は設計図書に明示されたものとする。
2. 生コンクリートについては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。

第3章 建設副産物処理

1. 本工事において発生する建設副産物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとする。
2. 屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用は本工事に含まれているので、適正に処理すること。
3. 当該工事受注後は、速やかに施工計画書（再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、及び建設廃棄物処理計画書を含む。）を作成し、提出するものとする。
4. 建設副産物を処理した後は、速やかに建設副産物処理結果報告書に処理状況を確認できる写真及び建設廃棄物処理に係るマニフェストを提出するものとする。なお、建設副産物処理に要する費用については、マニフェストの数量により精算するものとする。

第4章 支払条件

1. 本工事は債務負担行為に係る契約のため、年度毎の支払い率を次のとおりとする。

支 払 限 度 額	令和7年度 請負金額の	4. 50%
	令和8年度 請負金額の	95. 50%
出来高予定額	令和7年度 請負金額の	5. 00%
	令和8年度 請負金額の	95. 00%

第5章 そ の 他

1. 本工事に着手する前に、必要であれば関係官庁との協議を行い、第三者へ支障のないように努めること。

2. 本工事場所は市街地内及び通学路付近であることから、工事に際しては事故等が発生しないよう細心の注意を払うとともに交通渋滞に十分配慮し施工すること。

3. 本工事における下請負、資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。また、工事着手後に発注者が指定した主要資材については、工事完了時に主要資材市内調達調書を提出すること。

4. 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

5. 工事等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

6. 本工事のうち本館改修については、病院施設という特性上、施設を使用しながらの改修工事となるため、施設管理者と協議の上、工事が完了した部分か

ら部分使用を行うこと。

7. 週休 2 日工事の適用について

- (1) 本工事は、週休 2 日工事【交替制】の対象である。

当初積算時には 4 週 8 休以上を確保した場合の経費の補正を行っており、設計変更時に達成状況の応じた補正の見直しを行うこととする。

- (2) 受注者は、週休 2 日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、4 週 8 休を確保するものとし、施工計画書等の法定休日・所定休日の事項において当該工事が週休 2 日に取り組む旨を明示すること。(明示方法は任意とする。)

また、対象者は、施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者とし、非常勤の者（臨時で従事する者）は除く。

- (3) 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休工日とするよう努めるものとする。

- (4) 分離発注の場合は、各受注者で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休憩の予定日を調整すること。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出すること。

- (5) 週休 2 日工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間を含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。ただし、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業中止を余儀なくされる期間などは含まない。

- (6) 天候等による現場閉所は休工日として認めるものとする。なお、災害時の緊急要請などによる現場作業が発生した場合、異常気象による作業不稼働日が多く発生した場合等における休工日や対象期間の取り扱いについては、工期の変更が伴うこともあることから、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。

- (7) 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休日においては、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。

- (8) 受注者は、対象期間の開始日から 28 日毎に、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

- (9) 週休 2 日工事【交替制】のため、現場閉所状況が 4 週 8 休に満たない場合は、減額変更の対象となるので留意すること。

※ 【準備期間】

施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費

に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

※【後片付け期間】

施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。